

議案第16号

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）を次のように改める。

名称	区分
本町1丁目地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された本町1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
中田原工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中田原工業団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
野崎工業団地及び野崎第2工業団地西側地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された野崎工業団地及び野崎第2工業団地西側地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
市役所周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された市役所周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
実取地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された実取地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第3条関係）に次のように加える。

市役所周辺地区地区整備計画区域	A地区	(1) 建築基準法別表第2(ニ)項第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(ホ)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎			150㎡	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分を除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車置場を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。ただし、各道路境界線及び各隣地境界線に面する部分の長さは、境界線ごとに3m以下とする。 (3) 自動車車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ、壁を有しないもの
	B地区	(1) 建築基準法別表第2(ニ)項第3号に掲げるもの (2) 自動車教習所 (3) 畜舎				
実取地	A地区	(1) 建築基準法			150㎡	建築物の壁又はこれに代わる柱

区地区 整備計 画区域		別表第2(3)項 第3号に掲げ るもの (2) 畜舎				の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1 m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分を除く。
	B地区	(1) 店舗、飲食店の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡を超えるもの (2) 建築基準法別表第2(3)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 畜舎				(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車置場を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。ただし、各道路境界線及び各隣地境界線に面する部分の長さは、境界線ごとに3 m以下とする。 (3) 自動車車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが3 m以下で、かつ、壁を有しないもの

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。